

別表(第4条関係)

開発行為事前協議関係課等

関係課等		提出書類	協議内容
都市計画課		事前協議申請書(第1号様式)、土地利用計画内容書(第2号様式)、委任状、付近見取図、公図、地積図、丈量図、現況平面図、土地利用計画平面図(※)、造成計画平面図(縦横断図)、排水施設計画平面図(縦横断図・詳細図・放流先水路構造図)、調整池平面図・構造詳細図、道路標準図(縦横断図・道路構造物詳細図)、給水施設計画平面図、各計算資料、建物計画図(平面図・立面図)、電柱配置図、その他必要資料	開発行為事前協議全般に関すること 立地適正化計画に関すること 地区計画に関すること 公園等に関すること 風致地区に関すること 景観計画に関すること 屋外広告物に関すること
土木課			道路・法定外公共物・水路・調整池等に関すること 交通安全施設に関すること
下水道課			下水道に関すること
奈良県広域水道企業団			上水道に関すること
農林課			農業用施設等及び農地に関すること
市民協働課			自治会・集会所に関すること
危機管理課			交通安全対策・防犯カメラの設置に関すること
税務課(固定資産税係)			固定資産税に関すること
保育教育課			保育所に関すること
環境部	環境総務課		公害・騒音に関すること
	業務課 ※住宅計画の場合	ごみ収集に関すること	
	施設課 ※店舗計画の場合		
教育委員会	教育総務課	学校に関すること	
	学校教育課	通学路に関すること	
	文化財課	埋蔵文化財に関すること	
農業委員会事務局		※地目が田・畑の場合…農地転用に関すること	
高齢福祉課		※高齢者福祉施設計画の場合…高齢者福祉施設に関すること	
社会福祉課		※障害者福祉施設計画の場合…障害者福祉施設に関すること	
商工振興課		※工場・店舗計画等の場合…工場立地法(昭和34年法律第24号)・大規模小売店舗立地法(平成10年第91号)に関すること	

(※) 土地利用計画平面図には、ごみ置場を記載すること。開発区域内にごみ置場を設置しない場合は、既存のごみ置場を記載すること。